

鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県土の保全、水源の涵養等全ての県民が享受している森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、予算の定めるところによりみんなの森づくり県民税関係事業を行う者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費、事業主体及びこれに対する補助率等は、次のとおりとする。

事業区分	事項	事業種目	補助金の交付の対象となる経費	事業主体	補助率等
森林（もり）とのふれあい推進事業	森林（もり）の体験活動の支援	標準型	森林を守り育てる意識を醸成するために必要な森林・林業の学習と併せて実施する森林の整備・保全等の体験活動に要する経費	森林・林業に関する学習・体験活動を併せて実施する法人・団体	別表1に定める補助対象経費の50万円までの部分については、10分の10以内、50万円を超える部分については、2分の1以内。ただし、補助金の上限額を100万円とする。なお、企業等と連携した活動で、かつ、500人以上の参加者がある活動については、補助金の上限額を200万円とする。
		短期型	同上	同上	別表1に定める補助対象経費の10分の10以内。ただし、補助金の上限額を10万円とする。
木とふれあい環境づくり推進事業	木育の推進	木育環境の整備	未就学児や小学生等が使用する県産材を活用した机・椅子や教育資材	①学校法人 ②社会福祉法人 ③医療法人 ④木育に取り組	別表2に定める補助対象経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り

			木の除去に要する 経費		
--	--	--	----------------	--	--

2 前項の表に掲げる木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業及び里山林等保全管理促進事業に係る事項，事業種目及び工種は，別表7のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は，別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2-1号様式）又は事業実績書（別記第2-2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3-1号様式）又は収支精算書（別記第3-2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は，知事が別に定めるとおりとし，その提出部数は1部とする。

4 未来につなぐ再造林推進の「意欲ある森林所有者の再造林等」に係る補助金の交付申請，請求及び受領については第三者に委任することができるものとし，その場合の申請には，委任状を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は，別記第1，第2，第3又は第4のとおりとする。

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は，補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は，次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 事業費の30%を超える増
- (3) 事業量の20%を超える増減

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし，同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2-1号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3-1号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は，変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により，変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は，交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2-1号様式）
- (2) 収支精算書（別記第3-1号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業実施年度の3月21日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(補助金等の交付手続の特例)

第10条 規則第24条の規定に基づき別表8に掲げる事業については、第5条及び前2条の規定にかかわらず、補助金等交付申請書を受理した場合は、補助金の交付の決定及び交付額の確定を同時に行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による補助金等交付申請書の提出期限は、当該事業実施年度の3月25日とする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第11号様式によるものとする。

2 補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定額の2分の1を限度額として概算払をすることができる。ただし、別表8に掲げる事業については除く。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第12号様式によるものとする。

4 意欲ある森林所有者の再造林等において委任を受けた林業事業体については、「鹿児島県造林事業実施要領」及び「鹿児島県森林組合等造林補助金等事務取扱要領」に基づいた事務処理を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(要綱の廃止)

2 鹿児島県森林環境税関係事業補助金交付要綱（平成27年5月20日付け環林第51号鹿児島県環境林務部長通知）は、廃止する。

ただし、この要綱の施行の日前に交付の決定がなされた補助金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

別表1（第2条：森林（もり）とのふれあい推進事業関係）

補助対象経費となる費目	摘 要
賃金	植栽準備，会場設営，作業介添え等 1人1日当たり6,000円以内
報償費	講師謝金等 内部講師1人1日当たり5,000円以内 外部講師1人1日当たり10,000円以内
旅費	講師旅費等 講師1人1回（往復）当たり4,000円以内 （特別な場合を除く）
需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費等
役務費	通信運搬費，広告費，保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料，車輛借上料，作業機械等借上料等

※いずれも，必要最小限の数量，金額とする。

第3（第4条関係）

補助金交付の条件（森林（もり）の体験活動の支援事業関係）

- 1 補助事業者は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

別記

第1号様式（第3条関係）

その1（事業区分：未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事項：未来につなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等））を除く）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付申請書

年度においてみんなの森づくり県民税関係事業（注1）を実施したいので，下記のとおり補助金を交付くださるよう，鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第3条の規定により，関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他知事が必要と認める書類

※ 注1の（ ）は，鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

ただし，木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業又は里山林等保全管理促進事業を実施する場合には，同項で定める事業種目も記載する。

第2-1号様式(第3条,第6条,第8条関係)
その1(事業区分:森林(もり)とのふれあい推進事業)

事業(変更)計画(実績)書

1 森林・林業学習活動

活動名(イベント名)	事業計画(実績)					
	実施(予定)年月日	時間	場所	対象者	参加(予定)人数	事業内容

2 森林・林業体験活動

活動名(イベント名)	事業計画(実績)					
	実施(予定)年月日	時間	場所	対象者	参加(予定)人数	事業内容

第3-1号様式（第3条，第6条，第8条関係）

（未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業（事項：未来につなぐ再造林推進（事業種目：再造林等促進，低コスト造林・保育，植栽等阻害要因対策，意欲ある森林所有者の再造林等））を除く）

（変更）収支予算（精算）書

1 収 入

区 分	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
	円	円	円	
計				

2 支 出

区 分	費 目	予 算 額	（精算額）	（増減額）	備 考
		円	円	円	
計					

- （注） 1 変更のときは，上段に当初，下段に変更の二段書きとする。
- 2 「2 支出」の区分欄には，森林（もり）とのふれあい推進事業の場合は「学習活動」・「体験活動」の別を，木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業及び里山林等保全管理促進事業の場合は別表7に掲げる工種を記載すること。
- 3 費目の欄には，第2条において補助対象経費となる費目として定められている場合はその費目を記載すること。

第 4 号様式（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり
県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記
のとおり交付することに決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

別記第 1，別記第 2，別記第 3 又は別記第 4 のとおりとする。

第5号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度
みんなの森づくり県民税関係事業（注1）を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助
金等交付規則第7条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第6条
の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3) その他知事が必要と認める書類

（注）(1)、(2)については、変更部分を2段書にし、変更前を括弧書で上段に記載す
ること。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第
1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、未来につなぐ森林（もり）づくり推進事
業、里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第6号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり県民税関係事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業、里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第7号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

申請者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり
県民税関係事業（注1）の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定によ
り承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

別記第1，別記第2，別記第3又は別記第4のとおりとする。

※ 注1の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第2条第
1項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業，未来につなぐ森林（もり）づくり推進事
業，里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第 8 号様式（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づきみんなの森づくり県民税関係事業（注 1）を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他知事が必要と認める書類

※ 注 1 の（ ）は、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第 2 条第 1 項の事業区分を記載する。

ただし、木とふれあう環境づくり推進事業、未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業、里山林等保全管理促進事業を実施する場合には、同項で定める事業種目も記載する。

第9号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

鹿児島県知事

印

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

1 交付確定額 金 円

第10号様式（第10条関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

鹿児島県知事



年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度みんなの森づくり
県民税関係事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により次の
とおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により交付額は、交付決定額と同額に確
定しました。

記

- 1 事業名等 未来につなぐ森林（もり）づくり推進事業 未来につなぐ再造林推進
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付確定額 金 円
- 4 交付の条件 別記第1のとおりとする。

第11号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住 所
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年
度みんなの森づくり県民税関係事業補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規
則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

預金口座番号

（金融機関名）

本支店

当座

（フリガナ）

預金口座名義人

普通

号

第12号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

年度みんなの森づくり県民税関係事業補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあったみんなの森づくり県民税関係事業補助金を、鹿児島県補助金等交付規則第16条及び鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払申請額 金 円

事業費	補助金	概算払受領済額	今回申請額	残 額

2 概算払を必要とする理由